

登園許可証明書

八街すずらん幼稚園
園長 薄永 裕美 殿

クラス
園児氏名
保護者氏名

印

証明日： 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ現在軽快し 登園してよいことを証明します。

年 月 日から療養開始
年 月 日から登園可

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は 7 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)・带状疱疹しん	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 2 4 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎 (A型)	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えれば登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症 ()	

※ 園生活での注意事項

()

医療機関名

医 師 名

印